

委員会提出議案第 1 号

柏市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 8 日

柏市議会議長 助 川 忠 弘 様

議会運営委員会委員長 阿比留 義 顯

提案理由

刑法等の改正に伴い罰則の規定を改めること等を行いたいのので提案する。

柏市条例第 号

柏市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

柏市議会個人情報保護条例（令和５年柏市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。
第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。ただし、第２条第１０項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。